

京都大学大学院公共政策教育部公共政策専攻に対する認証評価結果

I 判 定

2025 年度公共政策系専門職大学院認証評価の結果、京都大学大学院公共政策教育部公共政策専攻は本協会の公共政策系専門職大学院基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2026 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日までとする。

II 総 評

京都大学大学院公共政策教育部公共政策専攻は、教育の目的として「公共部門を大きく揺るがせている近年の激しい社会的変動を前にして、それらの公共部門が直面している諸課題に適切に対応しうる的確な判断力と柔軟な思考力をそなえた、また、公共的な役割をになう強い倫理感をもった高度専門職業人を養成すること」と掲げ、また教育上の理念として「高度専門職業人に求められる専門的能力、すなわち、社会的変化を歴史的視野で原理的に考察する知的能力、多元的価値の中で真の公共的利益を判断する洞察力、その公共的利益を実現する仕組みを提示する制度設計能力、策定された政策・制度を効果的に運用する実践能力、そして政策・制度を冷静に分析する評価能力など」を涵養することとしている。これらの目的や理念は明文化され、当該専攻はその具体化や実現に取り組んでいる。

教育課程においては、上記の目的を達成するため、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、諸科目を体系的に配置しており、法学・政治学・経済学を中核的な分野としつつ、実務での応用に関する実践的科目も含め、多種多様な科目を設置している。具体的には、理論・スキル・実務の 3 つの要素を組み合わせた構造をとり、基本科目・専門基礎科目・実践科目・展開科目・事例研究の 5 科目群を設定し段階的な履修を可能としている。また、実践科目・展開科目・事例研究においては、公共政策の形成や評価、公共的課題の解決に関わるうえで広く求められる能力に応じた 3 つのクラスターとして、①EBPM に対応する量的分析・評価能力を育成する「政策分析・評価クラスター」、②政策決定・制度設計・行政運営の力を養成する「行政組織間交渉クラスター」、③国際的・地球規模の政策課題に対応する視野と実践力を涵養する「地球共生クラスター」を設定している。加えて、研究指導科目を置き、教員の個別的な指導のもとで特定の政策課題に関するリサーチ・ペーパーを作成できるカリキュラムとなっている。地方・国・国際の各レベルのいずれの場においてもさまざまな政策課題に対応できる能力を高めるため多様な科目を展開しているほか、学生が自らの関心や進路に応じて専門性を深められるよう柔軟な

履修構造を作り上げている点に、当該専攻の教育課程編成上の独自性が見られる。また、近年の公共政策分野で重視されているEBPMに資する能力を涵養することを意図して「政策分析のための統計基礎」や「政策分析の量的方法」といったデータサイエンス系の科目を充実させていることは当該専攻の特徴として挙げられる。これらのカリキュラムを通じた学習成果は、官公庁のみならず民間セクターでの業務にも応用可能なものであり、時代に即したニーズに応える特色として評価できる。

教育の実施については、講義に加え、演習、実習、ケーススタディ、フィールドワークなど多様な授業形態・方法を幅広く採り入れるとともに双方向型の主体的学修を推進している。さらに、ゲストスピーカーによる特別講義や官公庁、国際機関、民間企業等との連携による実務的な知見の提供を行い、理論と実務の架橋に配慮した教育運営を行っている。

学生に対する支援においても、特徴ある取組みがされており、履修指導教員と進路指導教員による複数指導体制を設けるなど、学生の学習及び進路支援に資する体制を確立し、学生の主体的・計画的学習を促進している点、「院長室開放」と称する取組み等を通じて学生からの要望を直接聞く機会を設け、学生のニーズに応えつつ学習に必要な設備の整備・改善に継続的に取り組んでいる点、リサーチ・ペーパーに対する総合的・客観的な審査体制を確立している点は、当該専攻の特色として評価できる。また、多様な背景を持つ学生に対する環境や制度の整備といった、ソフト・ハード両面の支援体制を整えとともに、各種試験の受験料の補助など充実した経済的支援を行っている。さらに、外部機関との連携の促進などを目的とした「社会連携室」の設置等も評価に値する。

上記のように優れた取組みを数多く行っているが、その一方で今後見直しや検討を深めることが望まれる事柄も存在する。例えば、学習成果に関して、成績評価の適正性を一層担保する観点から、成績評価方法の改善に向けた検討が望まれる。

当該専攻の発足は2006年であるが、約20年が経過するなかで、取り巻く環境や学生のニーズも変化してきている。これまでの実績や特色を踏まえつつ、さらなる躍進に向けた検討や時代・環境の変化への対応も求められるところである。今回の公共政策系専門職大学院認証評価の結果を活用し改善に努めながら、当該専攻のさらなる発展に向けた取組みを期待したい。

### III 公共政策系専門職大学院基準の各項目における概評及び提言

#### 1 使命・目的

##### (1) 公共政策系専門職大学院基準の各項目に関する概評

###### 【項目：目的の設定】

当該大学では、高度専門職業人の養成について、「京都大学の基本理念」において、「教養が豊かで人間性が高く責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に寄与す

## 京都大学大学院公共政策教育部公共政策専攻

る、優れた研究者と高度の専門能力をもつ人材を育成する」ことを掲げている。さらに、「京都大学における専門職大学院の在り方について」において、「実践的な教育のもと、企業や行政、医療、福祉機関など様々な社会の現場で活躍する高度専門職業人の養成」を行うという専門職大学院の目的を確認したうえで、第4期中期目標においても「産業界等の社会で必要とされる実践的な能力を備えた人材を養成する」ことを謳っている。

こうした大学としての基本理念や専門職大学院の在り方に関する方針を受けて、当該専攻においては、「京都大学大学院公共政策教育部における教育の目的について」を定め、その目的を「公共部門を大きく揺るがせている近年の激しい社会的変動を前にして、それらの公共部門が直面している諸課題に適切に対応しうる的確な判断力と柔軟な思考力をそなえた、また、公共的な役割をになう強い倫理感をもった高度専門職業人を養成すること」としたうえで、目標を「京都大学の長い知的伝統を踏まえた専門職大学院として、広い視野と深い洞察力を養うとともに現実の政策課題に適切に対処しうる実践的な知見を教授すること」とし、教育上の理念を「高度専門職業人に求められる専門的能力、すなわち、社会的変化を歴史的視野で原理的に考察する知的能力、多元的価値の中で真の公共的利益を判断する洞察力、その公共的利益を実現する仕組みを提示する制度設計能力、策定された政策・制度を効果的に運用する実践能力、そして政策・制度を冷静に分析する評価能力など」を涵養することとしている。このように、当該大学の目的として世界最高水準の研究と高度な専門的職業知識の融合を果たすことを明示しており、学生に修得させる能力についても明確に示していることは当該専攻の存在価値を示すものである（評価の視点1-1、点検・評価報告書6頁、基礎要件データ表1、資料1-5「京都大学における専門職大学院の在り方について」、資料1-6「京都大学大学院公共政策教育部における教育の目的について」、大学ウェブサイト）。

2 教育課程・学習成果、学生

(1) 公共政策系専門職大学院基準の各項目に関する概評

**【項目：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針】**

当該専攻は、学位授与方針において期待する学習成果として、第一に公共性の高い業務に従事するうえで必要な知見と能力、第二に公共的な役割を担ううえで必要な判断力、思考力及び強い倫理的責任を明示し、これらを具備した者に公共政策修士（専門職）の学位を授与している。より具体的には、第一の点については、歴史や理論についての知見の獲得、価値や理念を扱う規範的思考力、制度設計を行う構築能力、調査・分析能力の育成、第二の点については判断力や責任感の育成を掲げ、これらの知見・能力を具備しているかを修了時の重要な基準としている。

また、学位授与方針に基づいて教育課程の編成・実施方針を定め、理論・スキル・実務の3要素を有機的に組み合わせた構造をとり、基本科目・専門基礎科目・実践科目・展開科目・事例研究の5科目群を設定して段階的な履修を可能とすること、そのうえで、学生が志向する専門に応じた能力が修得できるよう、実践科目・展開科目・事例研究において「政策分析・評価」「行政組織間交渉」「地球共生」という3つのクラスターを設けることを示している。加えて、双方向の少人数教育を重視し、講義科目と演習科目を適切に配置して思考力と判断力を養成する教育課程を編成する仕組みを整えるとともに、事例研究においては、実践的技能の習得及び公共的役割を担う高度専門職業人としての倫理的責任感を涵養すること、きめ細かな学修指導を提供することを示している（評価の視点2-1、点検・評価報告書9～10頁、基礎要件データ表2、表3、資料1-6「京都大学大学院公共政策教育部における教育の目的について」、資料2-2「公共政策大学院における学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針」）。

**【項目：教育課程の設計と授業科目】**

当該専攻では、法学・政治学・経済学を中核とする学際的な知識を基盤に、広く公共政策分野に必要な能力を段階的・体系的に修得できるよう教育課程を整備している。具体的には、基本科目・専門基礎科目・実践科目・展開科目・事例研究の各科目群に研究指導科目を加えた6科目群を設定し、理論・スキル・実務のいずれをも身につけるために、研究指導科目を除き、実質的には全ての科目群から1科目以上を履修するよう科目を配置している。また、各科目群において修了に必要な単位数を定めており、基礎から応用、実践まで一貫した履修が可能となる教育課程を編成している（表1参照）。基本科目においては、必修の「公共政策論A・B」に加えて4科目の履修を課しており、法学・政治学・経済学の3分野を満遍なく学習させることで、入学前に学習していない分野についても基礎から学べるよう企図している。専門基礎科目及び展開科目においても、3分野の科目をそれぞれ配置してお

## 京都大学大学院公共政策教育部公共政策専攻

り、特定の学問分野に限定せず幅広い科目が履修できる編成としている。加えて、1年間に履修登録できる単位数の上限を設けるとともに、進級要件を設定することで、学生の計画的かつ着実な学習を図り、段階的な履修を促している。

表1：科目区分の概要

科目区分	科目区分の概要	
基本科目	公共政策の専門家として基礎となる基本知識を習得する科目群 (「公共政策論A・B」を含む選択必修12単位)	
専門基礎科目	政策形成・実施・評価に携わる者にとって共通に必要な素養と展開科目群の学習内容の基盤になる統括的な理論と知識を学ぶ科目群 (選択必修8単位)	
実践科目	公共部門に必要な情報の処理・活用・発信等のツールを学ぶ科目群 (選択必修6単位)	クラスター (①政策分析・評価クラスター、②行政組織間交渉クラスター、③地球共生クラスター) に対応した展開科目又は実践科目から8単位、事例研究から4単位を修得
展開科目	公共政策に関わる領域を俯瞰し、具体的課題について深い理解と分析を可能とする能力を習得する科目群	
事例研究	少人数クラスで、具体的政策を素材とする事例を取り扱いながら精密な分析と討論を行う科目群	
研究指導科目	教員の個別的な指導を受けつつ、特定の政策課題に関してリサーチ・ペーパーを作成し、深い調査研究能力を習得する科目群	

(資料 2-1「京都大学公共政策大学院便覧・シラバス 令和6年度」、京都大学公共政策大学院ウェブサイトに基づき作成)

そのうえで、実践科目・展開科目・事例研究においては、公共政策の形成や評価、公共的課題の解決に関わるうえで広く求められる能力に応じた3つのクラスターを設定している。すなわち、①EBPMに対応する量的分析・評価能力を育成する「政策分析・評価クラスター」(主に経済学的アプローチ)、②政策決定・制度設計・行政運営の力を養成する「行政組織間交渉クラスター」(主に政治学・行政学的アプローチ)、③国際的・地球規模の政策課題に対応する視野と実践力を涵養する「地球共生クラスター」(主に国際関係・環境・開発論的アプローチ)を設定し、学生は1年次後期にクラスターを選択することとしており、学生が自らの関心や進路に応じて専門性を深める柔軟な履修構造を実現している。

固有の目的を反映する教育課程として、「ヨーロッパ政治」「日本政治外交」等の科目を通じて幅広い教養や思考力の涵養に力を注ぐとともに、高い職業倫理観やリーダーシップの育成を目的として、「リーダーシップ論」「CS現代政策と公共哲学」「政策決定過程論」「市民参加論」等の科目を体系的に組み込むことで、公共的価値に対する深い理解と責任感を涵養している。事例研究には、実務家教員が担当する演習形式のケーススタディ科目を置き、柔軟な思考や的確な判断を行う力、倫理

## 京都大学大学院公共政策教育部公共政策専攻

的責任感の涵養に力を注いでおり、研究指導科目の「政策課題研究」においては、教員の指導のもとでリサーチ・ペーパーを執筆することで、深い調査・分析能力の習得を図っている。また、主に専門基礎科目と展開科目に、国際政治及び経済、国の政治・行政及び経済、地域や地方自治体といった三つのレベルそれぞれを扱う科目を配置しており、ローカルからグローバルまでのいずれの場においても多様な政策課題への対応力を高めるための科目を展開している。こうした科目において、公共政策分野で必要な実践的なスキル、政策分析・立案能力といった実務対応力に加え、特に事例研究における演習等を通じて、職業倫理や判断力、コミュニケーション力といった応用力の強化を図っていることは、当該専攻の特徴といえる。

当該専攻では、社会の変化に対応するために、毎年、開講科目の見直しを行い、2024年度には「環境法」や「ジェンダー・セクシュアリティ概論」といった科目を創設している。また、近年、公共政策分野におけるEBPMを実践する能力へのニーズが高まっていることから、データ分析に関係する科目や社会科学の分析手法に関する科目として、「政策分析のための統計基礎」「政策分析の量的方法」等を開講して能力の育成を図っている。加えて、経営管理大学院から科目提供を受けるなどファイナンス関連科目を充実させており、従来の公務部門に加え、シンクタンク、コンサルティング、民間企業等の新たな政策アクターに対応した内容の拡充にも努めている。学生の多様な進路に応じた専門能力を高い次元で修得できる科目を配置しており、量的分析・制度評価・政策提案能力を涵養していることは特色として評価に値する。ただし、こうした社会のニーズに対応した科目の刷新は重要である一方で、科目数が無秩序に膨張することのないよう、科目の整理及び統廃合に関する一定のルールを設け、教育課程全体の体系性を維持することが望まれる（評価の視点 2-2、2-3、点検・評価報告書 11～15 頁、資料 2-1「京都大学公共政策大学院便覧・シラバス 令和 6 年度」、資料 2-2「公共政策大学院における学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針」、質問事項に対する回答、実地調査時の面談調査）。

当該専攻では、通信教育は行っていないが、対面の講義と同等以上の教育効果を上げられる場合は、事前の申請・承認を得たうえで、メディア活用授業を実施できるとしている。なお、2024年度現在、適用事例はない。また、災害等に伴う休講時に補講時間が確保できないなどやむを得ない緊急の場合に、届出のうえ、メディア授業を実施することが可能であり、その内容や方法の適切性については確認を行っている。なお、授業に関する学生への連絡や資料配付、授業評価アンケート等は学習支援システム（LMS等）を活用している（評価の視点 2-4、点検・評価報告書 15 頁）。

授業は平日及び土曜日の昼間までの時間帯に設定しており、いずれも 90 分授業である。時間割については、教務委員会において毎年度教員から授業計画とともに時

間帯等について希望を確認したうえで、教授会により審議・決定している。時間割の編成にあたっては、学生の計画的な履修に困難を来さないよう、同一時限に配置する科目は最大4科目までとすることを基本としている。また、土曜日にも複数の授業を開講しており、職業人学生を含め学生の履修の便宜を図っている（評価の視点2-5、点検・評価報告書15～16頁、「令和6年度時間割表」）。

### 【項目：教育の実施】

当該専攻では、学生に期待する学習成果に応じた多様な授業形態・方法・教材を効果的に活用している。授業形態として、講義に加え、演習、実習（データ分析等）、ケーススタディ等を広く採り入れており、双方向型の主体的学修を推進している。ゲストスピーカーによる特別講義や、官公庁、国際機関、民間企業等との連携による実務知見の提供も行っており、理論と実務の架橋に配慮して教育運営を行っている。また、各科目において、フィールドワーク要素を持つ学びの機会も提供しており、現場感覚を採り入れた教育を展開している。ゲストスピーカーの招聘やフィールド調査にあたっては、経済的な助成を行う仕組みが整えられていることは評価に値する（評価の視点2-6、点検・評価報告書17～18頁、資料2-4「インターンシップの実施に関する申し合わせ／インターンシップ実施細則」、資料2-5「インターンシップ 応募受入状況（2024年度）」、資料2-13「公共政策大学院教務事項に関する手引き（令和6年度版）」、資料2-19「令和6年度公共政策大学院ゲストスピーカー一覧」、資料2-20「校外学習旅費補助一覧」）。

学生の主体的・計画的学習の促進に向けて、シラバスには各科目の到達目標、授業計画及び内容、成績評価方法及び基準等を明確に示している。学生のシラバスの利用状況は授業評価アンケートで把握するとともに、改善点については「FD会議」を通じて共有しており、組織的にシラバスの充実化に努めている。また、当該専攻では、少人数教育を重視するとともに、きめ細かな学修指導を提供するという教育課程の編成・実施方針に則り、研究者教員が担当する履修指導教員と実務家教員が担当する進路指導教員の複数体制により個別支援を行っており、予・復習及び進路選択等に資する相談体制を確立していることは特色として評価できる（評価の視点2-7、点検・評価報告書18～19頁、資料2-2「公共政策大学院における学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針」、資料2-6「公共政策教育部履修規程」、資料2-14「令和6年度公共政策大学院授業評価」、実地調査時の面談調査）。

当該専攻は、原則として2学期制で、1コマあたりの授業時間を90分として法令上の規定に則して単位設定を行っている。当該専攻の修了要件単位数は48単位のところ、履修登録できる単位数の上限は学期ごとに18単位、学年ごとに36単位としている。他の大学院又は入学前において修得した単位については、学生の申請に基

## 京都大学大学院公共政策教育部公共政策専攻

づき、教授会において当該大学のシラバス等を照合して審議のうえ、当該専攻で修得した単位とみなすことを可能としており、上限を他の大学院において修得した単位は10単位、入学前において修得した単位は24単位とし、これらの合計を24単位までとしている（基礎要件データ表4～表6、質問事項に対する回答）。

教育の実施に必要な施設について、当該専攻専用の教室、演習室、RPG室（政策立案等のシミュレーション学習用演習室）、自習室等を整備しており、ハイブリッド講義システムの設置、電子黒板の導入など、設備の更新も適宜行っている。施設を利用するクラスサイズについて、一部必修科目では40名程度となっているものの、その他の科目については概ね数名から十数名にとどまっており、適切な学生数により授業を実施している（評価の視点2-8、点検・評価報告書19頁、資料2-10「令和6年度前期科目別評価割合・後期科目別評価割合」、資料2-21「公共政策大学院 教室・演習室等 一覧」）。

自習室について、全学生に専用の机を割り当てており、平日は8時から21時30分まで、土曜日・日曜日・祝日は8時から20時まで利用でき、学習上の便宜が図られている。なお、2025年度からは利用可能時間を延長し、平日は23時45分まで、土曜日・日曜日・祝日は22時までとしている。また、学生相互の交流やグループ学習を支援するためのディスカッション・ルームも設けており、学習・研究活動を補完している（評価の視点2-9、点検・評価報告書19～20頁、資料2-7「公共政策大学院自習室及びディスカッション・ルーム利用規程/公共政策大学院自習室及びDR利用細則」、資料2-21「公共政策大学院 教室・演習室等 一覧」）。

図書館機能に関しては、全学の附属図書館に加え、当該専攻の専用書庫を法学部図書室内に設けており、公共政策分野に特化した文献、資料の利用環境を整備している。当該専攻では、年間100冊以上の図書を新規に購入しており、2006～2024年度に約6700冊を購入している。書庫内図書の貸出冊数・期間は学生の場合30冊以内・3か月以内である。なお、開架図書は従来禁帯出であったところ、学生の要望を受け、2014年度以降、5冊以内・1週間以内の借受が可能となった。また、法学研究科と経済学研究科の協議に基づき、両研究科が所蔵する図書（法学研究科：74万冊、経済学研究科：63万冊の計137万冊）、電子ジャーナル、データサービスを利用することもできる。法学部図書室の利用時間は平日が9時から20時まで、土曜日は9時から17時までとなっており、24時間利用可能な附属図書館とも合わせ、長時間利用が可能な開館体制を維持し、学習・研究活動を効果的に支援している（評価の視点2-10、点検・評価報告書20頁、資料2-8「公共政策連携研究部図書規程」）。

情報インフラストラクチャーについて、学習支援システム、Wi-Fi環境、学術データベースへのアクセス、クラウドサービス等を十分に整備しており、授業・自主学習・リサーチ活動において広く活用されている。また、学生に対しては情報関連

の適正使用に関する指導も行っている。

これらの施設・設備の整備にあたっては、「院長室開放」と称して、年に数回、研究部長・教育部長が学生から直接意見や要望を聞く機会を設けている。ここで収集した意見を踏まえて自習室の開室時間を延長するなど、当該取組みは学習環境の改善に資する有効な特色あるものとして評価できる（評価の視点 2-11、点検・評価報告書 20～21 頁、資料 2-9 「CAMPUS LIFE INFORMATION 2024」、質問事項に対する回答、実地調査時の面談調査）。

### 【項目：学習成果】

単位の認定及び成績評価については、評価の公正性、厳格性及び透明性を担保するために、「京都大学公共政策教育部履修規程」（以下「履修規程」という。）において、筆記試験、平常点、その他授業科目の性質に適した方法により各担当教員が行うことを定め、A+（90 点以上）、A（80～89 点）、B（70～79 点）、C（60～69 点）、F（0～59 点）の 5 段階で評価し、C 以上を合格としている。各授業科目における評価については、シラバスに履修を通じて成し遂げられるべき「到達目標」を明示するとともに、「成績評価の方法・観点」についても、その授業の目的や特徴を踏まえ、適切かつ具体的に記載を行っている。

授業科目ごとに成績評価分布の偏りが生じないように、授業を担当する全ての教員に「公共政策大学院教務事項に関する手引き」を配付し、特に試験と成績評価について、成績評価方法及び基準を含め留意すべき点を詳細に記して注意喚起を促している。とりわけ、リサーチ・ペーパーについては、複数の教員によって審査を行う体制を構築しており、より総合的かつ客観的な能力判定を実施していることは評価に値する。また、事後的にも成績の分布状況等の情報を組織的に共有し、自己の担当科目の評価の現状について偏りがなければ客観的に点検するよう促すとともに、必要に応じて各教員との面談を行い、成績評価の在り方についての理解を促している。ただし、実際の成績評価において、A+が 100%となっている科目が散見されるため、成績評価の適正性を一層担保する観点から、成績分布制限の導入の是非を含め、グレードインフレーション防止に向けた評価基準・運用方法の検討を進めることが望まれる（評価の視点 2-12、点検・評価報告書 22～23 頁、資料 2-1 「京都大学公共政策大学院便覧・シラバス 令和 6 年度」、資料 2-6 「公共政策教育部履修規程」、資料 2-13 「公共政策大学院教務事項に関する手引き」、資料 2-10 「令和 6 年度前期科目別評価割合・後期科目別評価割合」、質問事項に対する回答、実地調査時の面談調査）。

成績評価の公正性・厳格性を担保するための制度として、「履修規程」において、評価を告知してから 1 か月以内に学生からの申し出があった時は、必要な説明をすることを教員に義務づけている。また、「成績評価に対する異議申立てに関する申

し合わせ」において、成績評価に対する異議申立ての手続を定めており、必要な場合は教務委員会での審議を経て、結果を当該学生に書面で回答することとしている。これらの規程及び申し合わせは『京都大学公共政策大学院便覧・シラバス』（以下『便覧』という。）に掲載し、学生に対して周知を図っている（評価の視点 2-13、点検・評価報告書 23 頁、資料 2-1「京都大学公共政策大学院便覧・シラバス 令和 6 年度」、資料 2-6「公共政策教育部履修規程」、資料 2-11「成績評価に対する異議申し立てに関する申し合わせ」）。

修了認定の基準及び方法については、2年以上在学し、所定の科目を含む 48 単位以上の修得を修了要件として「履修規程」に定めており、『便覧』に掲載することで学生に明示している。修了の認定については、学位授与方針における要件を満たした者に対し、「京都大学大学院公共政策教育部規程」に基づき、教授会が修了の可否を決定しており、公正かつ厳格な運用のもとで学位を授与している（評価の視点 2-14、点検・評価報告書 23～24 頁、基礎要件データ表 7、資料 2-1「京都大学公共政策大学院便覧・シラバス 令和 6 年度」、資料 2-2「公共政策大学院における学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針」、資料 2-3「京都大学大学院公共政策教育部規程」）。

教育活動の適切性については、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に示された到達目標に関して、直接評価データ及び学生へのアンケートや意見等の間接評価データに基づいて各教員が検証を行っている。直接評価に関しては、リサーチ・ペーパーに示される到達目標の達成状況及びこれらを元にした論文の公表状況、ケーススタディ科目におけるターム・ペーパーや最終報告に示される到達目標の達成状況を踏まえ、そこで見出された課題等を、教務委員会及び教授会で検討している。また、ケーススタディ科目において実務家教員が確認した学習成果については、「実務教育助言委員会」及び教授会にて共有し、改善に向けた検討を行っており、検討結果をもとに、クラスサイズの縮小、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）配置等の具体的な改善につなげている。間接評価に関しては、授業評価アンケートの結果を各教員に提供しているほか、修了生に対するアンケート結果を「FD会議」において教員に共有し、改善のための検討を行っている。このように、直接評価と間接評価の各種データをきめ細かく収集、検証したうえで、教育内容、方法等の改善・向上の具体化に結びつけていることは、今後より一層の伸長が期待される。

学生の学習成果に関し、リサーチ・ペーパーについては、教員全員が参加する最終報告会の実施等を通じて、教員が学習成果や課題を把握している点は特色として評価できる。修了生の進路状況については、基本的に全員について把握しており、進路状況をとりまとめて教授会において報告している。また、学生の就職先等の関係者との意見交換の場を通じて修了生についての評価を得ている。そのほか、イン

ターンシップにおいても、派遣先の評価書等の多様な機会を捉えて、修了者の能力・特質・実績、官庁や企業からの期待と要望の把握に努めている。これらの結果を踏まえ、教育体系を崩すことなく、データサイエンス関係の科目等を毎年新設するなど、教育内容、方法等の改善・向上に取り組んでいる（評価の視点 2-15、点検・評価報告書 24～26 頁、資料 2-14「令和 6 年度公共政策大学院業評価」、資料 2-23「リサーチ・ペーパー集 2024 年度版」、資料 2-24「ディプロマポリシーに基づく学習成果に関する修了時アンケート結果」、資料 2-25「令和 6 年度実施 京都大学公共政策大学院での学習成果に関する修了生アンケート」、資料 2-26「令和 5 年度実施 学生満足度調査」、資料 2-28「令和 5 年度修了生 進路調査まとめ」）。

### 【項目：学生の受け入れ】

当該専攻では、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）において「公共政策に関わるいずれかの学術分野に関する基礎学力および高いコミュニケーション能力を有する者」を選考の基本的な対象としたうえで、「公共政策分野における高度専門職業人を目指す国内外の大学学部卒業生、すでに広く公共政策に関わる業務に携わっており、より専門性の高い能力を習得しようとする職業人など多様な人材を受け入れる」ことを定め、求める学生像を明確にしている。また、入学者選抜にあたっては、一般選抜のほか、職業人選抜、外国人特別選抜を実施し、筆記試験及び自己申告書等を踏まえた口述試験を組み合わせた総合的な方法により選抜を行うこととしている。入学者に求める水準について、筆記試験では当該専攻における学修の基礎となる専門的学識を判定することとし、法学系・政治学系・経済学系の各科目群から、試験区分ごとに指定した科目数を選択する論述試験に加え、一般選抜では英語試験を課している。そのうえで口述試験においては、社会における諸問題への広く深い関心、思考の柔軟性、社会的使命感その他の公共政策分野における高度専門職業人を目指すにふさわしい素養を備えているかを判定するとしている。その際、一般選抜及び外国人特別選抜の場合には目的意識を、職業人選抜の場合には職業経験を勘案して総合的に判定しており、多様な経歴を有する学生層の受け入れを推進している。

学生の選抜方法及び手続については、学生の受け入れ方針に基づき「教育部教授会」において決定している。入学者選抜に係る体制については、「公共政策大学院入学試験規程」に基づき、「教育部教授会」のもとに「入試委員会」を設置し、出題・採点委員の選出、試験問題の作成・管理等を厳正かつ適切に行っている。入学者の決定にあたっては、「入試委員会」において合格者の原案を作成し、同教授会における審議のもとで決定することとしている。

試験科目については、検証と改善を行っており、その結果受験者が増加するなど一定の成果が上がっている。また、各科目群内の出題科目の見直しを行うことで、

## 京都大学大学院公共政策教育部公共政策専攻

受験科目間のバランスをとっている。なお、職業人選抜においては、受験者の便宜を図るために、2021年度より口述試験をオンラインで実施している。

選抜方法及び手続は、学生募集要項及び当該専攻のパンフレットに明記し、ウェブサイトでも公表しているほか、一般選抜志願者と職業人選抜志願者に分けて、学内向け、学外向け、職業人向け入試説明会でも説明している。また、過去の試験問題について、英語科目を除き一般選抜の過去3年分をウェブサイトで公表し、志願者の便宜を図っている。職業人選抜に関しては、優秀な職業人を確保すべく、行政機関や自治体を訪問し、当該専攻の教育方針・教育内容を説明し、優秀な人材の受験を認めるよう依頼している。こうした志願者確保に向けた努力の結果、減少傾向にあった一般選抜の志願者数は、2025年度入学試験では大きく回復している（評価の視点 2-16、2-17、点検・評価報告書 27～28 頁、基礎要件データ表 2、資料 1-1「京都大学公共政策大学院 募集要項【一般選抜】令和7年度」、資料 1-2「京都大学公共政策大学院 募集要項【職業人選抜】令和7年度」、資料 1-3「京都大学公共政策大学院 外国人特別選抜募集要項 令和7年度」、資料 2-2「公共政策大学院における学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針」、資料 2-15「公共政策大学院入学試験規程」、資料 2-17「公共政策大学院諸委員会名簿」、質問事項に対する回答、実地調査時の面談調査）。

定員管理に関し、当該専攻の入学定員は、一般選抜 30 名程度、職業人選抜 10 名程度、外国人特別選抜若干名の計 40 名であるところ、毎年の最終的な入学者数は、ほぼ入学定員数に近いものとなっており、在籍学生数についても収容定員（80 名）を大幅に上回ることはなく、収容定員に対する在籍学生数の比率は 1.03～1.17 を維持しており、概ね適切に定員を管理している（表 2 参照）。

表 2：過去 4 年間の入学者数及び在籍学生数

	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
入学者数 (入学定員 40 名)	37 名	46 名	38 名	44 名
在籍学生数 (収容定員 80 名)	82 名	88 名	94 名	89 名

(基礎要件データ表 8 に基づき作成)

なお、必要があれば入学定員を審議、変更することとしているが、これまでに変更は行われていない（評価の視点 2-18、点検・評価報告書 28 頁、基礎要件データ表 8、資料 2-27「京都大学公共政策大学院入学試験結果概要」、大学ウェブサイト、質問事項に対する回答）。

### 【項目：学生支援】

## 京都大学大学院公共政策教育部公共政策専攻

進路選択・キャリア形成に関する相談・支援については、「履修規程」に基づき、実務経験豊富な教員を進路指導教員として配置しており、きめ細かい助言、指導を行うことで、学生のキャリア形成に重要な役割を果たしている。進路指導教員の割り当てにあたっては、学生の進路がある程度定まった段階で、その進路に近いキャリアを持つ実務家教員が担当するよう配慮するとともに、昨今の就職活動の早期化に鑑み従前より数か月前倒しして行っている。この結果、毎年、修了生の大多数が修了時には進路が決定していることから、適切な体制のもとで、支援を行っている判断できる（評価の視点 2-19、点検・評価報告書 29～30 頁、資料 2-1「京都大学公共政策大学院便覧・シラバス 令和 6 年度」、資料 2-6「履修規程」、資料 2-28「令和 5 年度修了生 進路調査まとめ」、キャリアサポートセンターウェブサイト、実地調査時の面談調査）。

多様な学生に対する支援として、多様かつ個別の事情に応じて、標準 2 年の修業年限を短期又は長期の履修に変更できるような制度を整備している。短期履修については、他の大学院において単位を修得した者や職業人に関し、在学期間を短縮できる特例制度を設けている。長期履修については、有職者、出産・育児・介護等を必要とする者、身体等に障がいや有する者等が、標準修業年限を超えて履修することができるよう「長期履修学生制度」を設けている。障がいや有する学生に対する支援として、「京都大学学生総合支援機構障害学生支援部門」による支援が利用可能であり、直近 5 年間で 1 名の学生への対応を行っている。また、育児と学修の両立を支援するため、2024 年度から当該専攻の学生も利用することのできる授乳室及び女性用休憩室を設置しているほか、全学の「おむかえ保育」「病児保育室」等のサービス利用も可能である。このように、多様な学生が学習を行っていくための支援が充実している点は特色として評価できる（評価の視点 2-20、点検・評価報告書 30 頁、資料 2-17「公共政策教育部長期履修学生制度に関する申し合わせ」、大学ウェブサイト、京都大学学生総合支援機構障害学生支援部門ウェブサイト、実地調査時の施設見学）。

経済的支援については、独立行政法人日本学生支援機構等の奨学金、支援金に加えて、学内の選考に基づく授業料の減免・徴収猶予制度を設けており、当該専攻の事務組織を通じて相談が可能である。また、職業人学生に対する支援として、厚生労働省による教育訓練給付制度の対象講座として指定されていることから、修了後に教育訓練経費の一部が受給可能であり、ほぼ隔年で 1～2 名の学生が受給している。加えて、外部団体が実施する語学力試験、一部の情報処理技術者試験について、年に一度まで受験料の全額を当該専攻が負担する制度を整えている。さらに、インターンシップについても交通費の補助を行っているほか、法学研究科の附属組織である「法政策共同研究センター」と協力し、リサーチ・ペーパーやターム・ペーパーを見据えた研究に対して研究経費を助成するプログラムを 2024 年度から開始する

など、経済的支援が充実していることは特色として評価できる。

ハラスメント対策に関し、全学として「人権委員会」を置き「京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」に基づき適切に対応するための方針を定めている。そのうえで、当該専攻においても「人権委員会」及び相談窓口を設けるなど適切な体制を整備するとともに、相談窓口はウェブサイトに記載している。また、入学時の履修指導に際し、ハラスメント対策に関する周知・啓発のためにパンフレットを全員に配付し、理解の増進に努めている。加えて、学生の各種相談については「京都大学学生総合支援機構」の学生相談部門において適切な体制で対応している（評価の視点 2-21、点検・評価報告書 30～31 頁、資料 2-29「教育訓練給付金（専門実践教育訓練給付）受給者数」、資料 2-30「公共政策大学院の学生を対象とした TOEFL、TOEIC の受験支援策について」、資料 2-31「公共政策大学院の学生を対象とした IT パスポート試験の受験支援策について」、資料 2-32「公共政策大学院における萌芽的・挑戦的な研究支援」、資料 2-33「履修指導における配布資料（「公共政策大学院の学生の皆さんへ」「京都大学におけるハラスメントの防止と対応について）」、大学ウェブサイト）。

課外活動に関して、当該専攻の理念に基づき、公共的課題に取り組む人材としての成長に資するよう、学生の自主的な活動に対して学生からの申請及びその必要性を踏まえて、年間上限額を設けたうえで交通費、印刷費等の各種経費の補助を行っている。あわせて、教員は、学生の自主活動であることを重視しつつ、学生側の申し出に応じて、顧問、コメンテーターの役割を果たすなど積極的な支援を行っている。具体的には、政策形成や特定の政策分野に関する理解を深める研究会・委員会、英語運用能力の向上や公共政策大学院で学ぶ多様な学生の交流を図る研究会・交流会等に対して支援を行っており、各種政策論文コンテストにおける毎年の受賞等の実績につながっている。また、学生が企画・編集を担う雑誌『公共空間』も毎年発行されており、既に 20 巻を超える継続的な活動となっている。

当該専攻の同窓会組織である「鴻鵠会」については、同窓会担当教員を置き、密接な連携の維持に努めるとともに、学生に対して入学時の履修指導等において紹介するなどの協力を行ってきた。2024 年度からは、当該専攻の研究部長が副会長、同窓会事業担当教員が理事を務めるとともに、同窓会事務局を後述する「社会連携室」に置いており、両者の関係が強化されている。これを受けて、同窓会の事業として開始された「修了生リレー講座」に協力するなど、修了後の支援・ネットワーク形成活動を組織的に実施するとともに、その取組みを強化しており、在 student と修了生の交流機会も増加している。また、「社会連携室」において、寄付金を利用した事務担当者を雇用しており、総会等の各種事業の補助を行っている（評価の視点 2-22、点検・評価報告書 31～32 頁）。

(2) 提言

【特色】

- 1) データ分析やファイナンス関連科目が充実しており、シンクタンクやコンサルティング業務といった民間アクターにも対応可能な量的分析・制度評価・政策提案能力を涵養していることは特色として評価できる（評価の視点 2-3）。
- 2) 少人数教育を重視するとともに、きめ細かな学修指導を提供するという教育課程の編成・実施方針に則り、履修指導教員と進路指導教員による複数指導体制を設けるなど、学生の学習及び進路支援に資する体制を確立し、学生の主体的・計画的学習を促進していることは特色として評価できる（評価の視点 2-7）。
- 3) 「院長室開放」と称する取組み等を通じて学生からの要望を直接聞く機会を設け、学生のニーズに応えつつ学習に必要な設備を継続的に整備・改善していることは特色として評価できる（評価の視点 2-9、2-11）。
- 4) リサーチ・ペーパーの評価にあたって、複数の教員による審査体制を構築し、より総合的かつ客観的な能力判定を実施している。また、教員全員が参加する最終報告会の実施等を通じて、教員が学習成果や課題を把握していることは特色として評価できる（評価の視点 2-12、2-15）。
- 5) 多様な学生に対する支援について、履修期間の柔軟化、障がいのある学生に対する合理的配慮といったソフト面に加え、授乳室や女性用休憩室の設置といった施設面も含め、充実した体制を整えている点は特色として評価できる（評価の視点 2-20）。
- 6) 外部団体による各種試験の受験料の補助や、リサーチ・ペーパー等の調査費等に対する助成を行うなど、経済的支援が充実している点は特色として評価できる（評価の視点 2-21）。

【検討課題】

- 1) 成績評価の適正性を一層担保する観点から、成績分布制限の導入の是非を含め、グレードインフレーション防止に向けた評価基準・運用方法の検討を進めることが望まれる（評価の視点 2-12）。

3 教員・教員組織

(1) 公共政策系専門職大学院基準の各項目に関する概評

【項目：教員組織の編制方針】

教員組織の編制方針については、当該専攻の創設時の構想を踏まえ、研究者教員の数、研究・教育経験、専門について、法令上必要とされる人数を十分に満たしつつ、学問分野として法学、政治学、経済学の3つの分野を中心とするとともに、実務家教員の数と実務経験についても法令上求められる要件を十分に満たし、中央府省をはじめとする公的部門の種々の経験を有するものから構成されることを基本方針としている（評価の視点 3-1、点検・評価報告書 36～37 頁、質問事項に対する回答、回答資料 3-2「公共政策教育部（専門職大学院）設置計画書」）。

【項目：教育にふさわしい教員の配置】

当該専攻は、法学研究科及び経済学研究科を母体とした専門職大学院として発足しており、教員組織においても両研究科からの配置換えによる教員を中心として編制している。専任教員については、法令上必要とされる専任教員数を満たし、教授数、実務家教員数、みなし専任教員数についても法令で定める要件を満たしている（表 3 参照）。

表 3：2025 年度の専任教員に関する情報

専任教員	専任教員のうち 教授	専任教員のうち 実務家教員	実務家教員のうち みなし専任教員
12 名	11 名	4 名	2 名

（基礎要件データ表 9～表 12 に基づき作成）

研究者教員は、法学研究科・経済学研究科において、高度の教育上の指導能力を評価されたうえで採用されている。実務家教員も公共政策系科目を担当するにふさわしい実務経験を5年以上有し、かつ高度の実務能力を有する者を、「学域・学系会議」又は当該専攻の任期の定めのない研究者教員の教授のみで構成される「人事教授会」において審議・決定する手続を踏んでおり、専任教員は、いずれも研究上及び教育上の業績を十分に備えていることから、適切なバランスで教員を配置しているといえる（評価の視点 3-2、点検・評価報告書 37～38 頁、基礎要件データ表 9～表 13、表 15、資料 3-2「法学系（大学院公共政策連携研究部）に配置される任期を定めて雇用する教員の選考開始の要請に関する内規」、資料 3-3「公共政策大学院特別教授及び特別准教授の選考に関する内規」、資料 3-5「教育研究業績一覧」、資料 3-6「専任教員個別表」）。

科目に対する教員の配置について、基本科目は 13 科目中 7 科目、専門基礎科目は 12 科目中 5 科目、実践科目は 12 科目中 2 科目を専任教員が担当している。また、

事例研究は13科目のうち8科目を専任の実務家教員が担当しており、政策課題研究は3科目すべてを専任の研究者教員が担当している。中核的な科目に専任教員を配置できない場合には、法学研究科・経済学研究科から候補者を検討し、適任者がいない場合には兼任教員に依頼することとしており、その際教務委員会及び「人事教授会」の議を経る手続としている（評価の視点 3-3、点検・評価報告書 38～39 頁、資料 3-6「専任教員個別表」）。

専任教員の年齢構成は、60歳代が5名、50歳代が5名、40歳代が1名、30歳代が1名であり、50～60歳代の層が厚くなっている。また、研究者教員では留学経験が、実務家教員では職業経験が豊富であり、多様性が確保されている。一方、専任教員12名のうち女性教員は2名にとどまっている点は改善の余地があるといえる（評価の視点 3-4、点検・評価報告書 39～40 頁、基礎要件データ表 14、資料 3-6「専任教員個別表」）。

### 【項目：教員の募集・任免・昇格】

各教員の募集、任免、昇格は、当該専攻の「人事教授会」が主体となり行っている。研究者教員は、いずれも法学系又は経済学系からの配置換えを原則としていることから、両学域・学系会議において、担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力を備えていると評価された者が採用されており、配置換えにあたっては、教育上の要請を満たせるよう、担当科目等を考慮して当該専攻の「人事教授会」において決定している。教員の研究科等への配置に関する事項については、両学系会議規程において定められているほか、法学系では「法学系連絡調整会議」を設置して調整を行っている。なお、経済学系は人材流動性が高いことから、合意事項や条件を文書とするよう留意している。実務家教員については、「法学系（大学院公共政策連携研究部）に配置される任期を定めて雇用する教員の選考開始の要請に関する内規」「公共政策大学院特別教授及び特別准教授の選考に関する内規」において、選考の手続及び任期を定めている。具体的な手続は、教授及び准教授については、法学系に「選考調査委員会」を設置し、それに基づき「法学系会議」において決定している。特別教授及び特別准教授については、「人事教授会」において選考委員を選定し、選考委員による審査結果を踏まえて、同教授会において決定している。また、選考基準に関しては、「法学系教員選考基準」を定めて運用している。

教員の昇格について、研究者教員は各学系において手続を定めて行っている。なお、実務家教員は任期中に昇格を行うことを予定していない（評価の視点 3-5、点検・評価報告書 40～42 頁、資料 3-2「法学系（大学院公共政策連携研究部）に配置される任期を定めて雇用する教員の選考開始の要請に関する内規」、資料 3-3「公共政策大学院特別教授及び特別准教授の選考に関する内規」、資料 3-7「法学系教員選考基準」、資料 3-8「法学系連絡調整会議に関する申し合わせ」、質問事項に対する

回答)。

**【項目：教員の資質向上等】**

当該専攻では、FD委員会のもとで、同委員会幹事が研究部長と連携し、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動を行っており、学生からの授業評価アンケート結果に基づく「FD会議」を毎学期終了時に開催している。また、特定のテーマを扱う単回の研修会や全学主催のFD関係の企画へ参加している。加えて、新任教員に対しては、採用時に教育上のアドバイスをを行うとともに、全学の新任教員向け教育研修の活用を促している。実務家教員の教育上の指導能力の向上に関しては、「実務教育助言委員会」を設置して、年に1度意見交換を行う場を設けているほか、現役の実務家を招聘して現場の政策課題等をディスカッションする「公共政策セミナー」の催行が、研究者教員にとって実務についての知見を得る機会となっている（評価の視点 3-6、点検・評価報告書 42～43 頁、資料 2-12 「委員会に関する申し合わせ」、資料 2-14 「令和 6 年度公共政策大学院授業評価」、 「令和 6 年度公共政策セミナー等実施一覧」、質問事項に対する回答）。

研究者教員の学術的研究への取組みの奨励に関しては、各教員の自主性に委ねられ、組織的な対応は行っていないものの、各教員による講演会等の企画、「公共政策セミナー」の開催が理論と実務の架橋の機会となっている。また、実務家教員は「法政策共同研究センター」に所属しており、法曹など隣接領域の実務家との交流や、「法政策実務セミナー」における報告や意見交換を行っている（評価の視点 3-7、点検・評価報告書 43 頁、資料 3-5 「教育研究業績一覧」）。

教員の諸活動に対する評価について、教育研究活動データベースに情報を集約しており、教員評価の資料として用いるとともに、教授会でも諸情報を共有している。また、全学において、教員の活動に関する自己点検・評価を3年ごとに行っており、当該専攻では評価対象となる諸活動のうち、専門職大学院の使命・目的を鑑みて教育と組織内貢献を重視している。さらに、教員の勤勉手当にかかる評価を「部局業績評価委員会」において行っている（評価の視点 3-8、点検・評価報告書 43～44 頁、資料 3-5 「教育研究業績一覧」、資料 3-9 「第 6 回教員評価 自己評価書の作成について」）。

**【項目：教育研究条件・環境及び人的支援】**

教育研究活動に対する条件設定として、研究者教員の担当授業科目は年間 2 科目 4 単位を、実務家教員は 4 科目 8 単位を標準としている。研究専念期間は、研究者教員は法学系、経済学系からの配置換えであるため、各学系において研究専念期間を与えることとしている。研究費の配分に関しては、研究者教員は出身部局と同水準の支給を行っており、実務家教員は「法政策共同研究センター」より支給を行っ

## 京都大学大学院公共政策教育部公共政策専攻

ている。また、全ての専任教員に対して個室の研究室を提供している。人的支援体制としては、きめ細かな指導や円滑な授業運営のために必要に応じてT Aやオフィスアシスタントを配置している(評価の視点3-9、点検・評価報告書44～45頁、資料3-10「法学系(大学院法学研究科)の教授及び准教授の特別研究期間に関する内規」、資料3-12「公共政策連携研究部及び公共政策教育部における研究データ管理・公開に関する実施方針」、資料3-13「公共政策大学院におけるティーチング・アシスタントについて」)。

#### 4 専門職大学院の運営と改善・向上

##### (1) 公共政策系専門職大学院基準の各項目に関する概評

###### 【項目：専門職大学院の運営】

当該専攻を運営する固有の組織体制として、「研究部教授会」及び「教育部教授会」を設置し、「研究部教授会」には12の委員会を、「教育部教授会」には5つの委員会を設置している。研究部長・教育部長は、「公共政策連携研究部長選出手続に関する内規」に基づき「人事教授会」において選出している。また、事務組織として、法学研究科事務部に公共政策大学院掛を設置しており、職員3名を配置している（評価の視点4-1、点検・評価報告書47～48頁、資料2-16「公共政策大学院諸委員会名簿」、資料4-1「公共政策連携研究部教授会規程」、資料4-2「公共政策教育部教授会規程」、資料4-3「公共政策連携研究部長選出手続に関する内規」、資料4-15「公共政策連携研究部教授会の運営に関する申し合わせ」、資料4-16「公共政策教育部教授会の運営に関する申し合わせ」）。

教育の企画・設計等における責任に関しては、教務委員会が担う体制となっており、教務主任のもと、法学、政治学、経済学を専門とする研究者教員、実務家教員がそれぞれ最低1名含まれるように構成している。さらに実務家教員に関しては、「実務教員助言委員会」を設置し、実務家教員に関する教育の企画・設計を所管している（評価の視点4-2、点検・評価報告書48頁、資料2-12「委員会に関する申し合わせ」、資料2-16「公共政策大学院諸委員会名簿」）。

関係部局間との連携に関しては、「研究部教授会」の構成員として法学研究科長、経済学研究科長等が参画し、情報の共有や関係の維持に努めている。加えて、法学系では、前述のとおり、「法学系連絡調整会議」を設け、教員配置において当該専攻の意向が反映できる体制を整えている。また、当該専攻と法学研究科法政理論専攻及び法曹養成専攻（法科大学院）、経営管理大学院との間で、相互に科目の提供を行っている（評価の視点4-3、点検・評価報告書48～49頁、資料4-1「公共政策連携研究部教授会規程」、資料4-4「法学系連絡調整会議に関する申し合わせ」）。

###### 【項目：自己点検・評価と改善活動】

当該専攻は、全学の規定に基づいて評価委員会を設置し、2年ごとに自己点検・評価を行うとともに、その結果を『自己点検・評価報告書』として刊行し、ウェブサイトで公開している。さらに、評価委員会と教授会構成員からなる「FD会議」において、自己点検・評価の結果を検討し、必要な改善策を講じることによってPDCAサイクルを実践している（評価の視点4-4、点検・評価報告書49～50頁、資料2-12「委員会に関する申し合わせ」、資料4-5「京都大学公共政策大学院 自己点検・評価報告書第7号2021年3月」、資料4-6「京都大学公共政策大学院 自己点検・評価報告書第8号2023年3月」）。

外部から改善の必要性の指摘を受ける仕組みとしては、教育課程連携協議会と公共政策系専門職大学院認証評価があり、2020年度の認証評価結果において3点の検討課題を指摘され、これに対して、翌年度に改善報告書を提出するなど、対応に努めている。これらの活動を通じて当該専攻ではPDCAサイクルの仕組みを整備するとともに、改善への取組みを実践していると評価できる（評価の視点 4-5、点検・評価報告書 50～51 頁）。

### 【項目：社会との関係、情報公開】

当該専攻では、従前から設置していた外部からの提言を受ける委員会を再編し、2022年度より教育課程連携協議会を設置し、毎年開催している。同協議会は、官公庁、企業、大学等の勤務経験を持つ外部委員を含む法令に則した構成とし、中央省庁、企業、自治体の現状を踏まえた提言を受ける機会としている。協議会の内容は教授会で報告しているほか、専任教員全員が共有できるよう努めるとともに、研究部長・教育部長が指摘に対する検討を各委員会に指示し、教授会での決定を経て改善につなげている（評価の視点 4-6、点検・評価報告書 52 頁、基礎要件データ表 16、資料 4-7「公共政策大学院教育課程連携協議会規程」、資料 4-8「京都大学公共政策大学院 教育課程評価委員会報告書令和 2 年～令和 3 年度」、資料 4-9「京都大学公共政策大学院 教育課程連携協議会次第 令和 4 年度」、資料 4-10「京都大学公共政策大学院 教育課程連携協議会次第 令和 5 年度」、資料 4-11「京都大学公共政策大学院 教育課程連携協議会次第 令和 6 年度」）。

情報公開に関して、当該専攻では、ウェブサイトを通じた情報公開・発信に重点を置いている。ウェブサイトでは当該専攻の理念等を明示しているほか、認証評価、自己点検・評価、教育課程連携協議会をはじめとする外部評価の結果を掲載している。また、『公共空間』もウェブサイトに掲載するとともに、京都大学図書館機構のリポジトリにも登録し学外から閲覧できるようになっている。同リポジトリでは、教員の論考も掲載するなど、研究成果の公開を行っており、これらの活動を通じて社会に対する説明責任を果たし、活動状況への理解形成に取り組んでいる（評価の視点 4-7、点検・評価報告書 52～53 頁、大学ウェブサイト）。

当該専攻では、外部機関との適切な連携・協働を進めるため、「社会連携室」を設置し、外部団体との連携に関する協定や規約の締結や改正等は、「社会連携室」で検討のうえ、教授会で報告することとしている。寄付金の受け入れについても、「研究部教授会」で附議したうえで、全学の規程に従って経理処理を実施し、寄付金利用に際しての予算決算報告を「研究部教授会」へ附議するなど、適切かつ計画的な執行に努めており、当該専攻全体として外部機関との連携や寄付金の管理を行っている点は、特色として評価できる（評価の視点 4-8、点検・評価報告書 53～54 頁、資料 4-17「京都大学大学院公共政策連携研究部社会連携室内規」、大学ウェブ

サイト)。

社会貢献活動について、当該専攻では、公共政策に関する実務と研究の融合から得られる知見を社会に伝えるとともに、研究成果を政策形成の現場において活用し、地方自治体や地域共同体と協働して活動を行っている。なかでも特徴的な活動としては、J I A M (全国市町村国際文化研修所) との共催による連携セミナーの実施があり、最新の政策課題を扱った公開型の講演やパネルディスカッションを通じて、研究成果の発信を行っている。さらに、知事や市区町村長を迎えて講演及び質疑応答を行う首長講演会も、地方自治の現状と課題を理解するための機会として、多くの参加者を得ている。そのほか、各教員が国や地方の行政機関等の各種委員を務めており、専門知識を社会に還元している(評価の視点 4-9、点検・評価報告書 54～55 頁、資料 4-18「令和 6 年 6 月 1 日現在兼業一覧」、大学ウェブサイト)。

(2) 提言

**【特色】**

- 1) 「社会連携室」を設置し、当該専攻全体として外部機関との連携や寄付金の管理を行っている点は、特色として評価できる(評価の視点 4-8)。

以上